

## 奈良労働局 令和8年度業務改善助成金交付申請受付について

令和8年6月

- 業務改善助成金の交付申請受付開始は、**令和8年9月1日（火）**となります。申請受付締切日は、奈良県最低賃金改定日（※1）の前日となります。
- 申請可能な事業場内最低賃金は、1,051円以上～新奈良県最低賃金（※2）未満です。
- （※1）・（※2）とも現時点では未定ですので、報道等を注視していただいたうえで申請可能かどうかを判断してください。
- 申請書類の受付は、窓口への持参、郵送、電子申請（jGrants）の3通りとなります。
- 9月1日～4日の窓口での受付は次のように対応させていただきます。

9月1日（火）・2日（水）：地下1F会議室

9月3日（木）・4日（金）：2F会議室

受付時間：9：30～16：30（12：00～13：00を除く）

注1）案内表示に従ってお越しく下さい。（雇用環境・均等室では受け付けをしません。）

注2）時間の予約はできません。先着順に受け付けます。

注3）混雑が予想されるため、お一人10分以内（複数の申請がある場合は15分以内）とさせていただきます。

注4）この4日間は受理のみとなります。長時間のご相談はできません。

注5）申請書の控えに受理印の押印はできないため、証明となる用紙をお渡しします。

- 郵送での申請は、レターパック、特定記録、簡易書留等、配達記録が残る方法で行ってください。配達記録が残らない郵便事故に関する責任は負いかねますのでご注意ください。なお、審査

業務を迅速に行うため、郵送による写しの返却はお断りしています。返信用封筒を同封されていても対応いたしかねますのでご注意ください。

●電子申請（jGrants）の方法は、厚生労働省 HP > 業務改善助成金 > 電子申請をご希望される場合（ページ最下部）をご参照ください。

●事前に来庁でのご相談は随時受け付けております。（～8/31 及び 9/7～）

ご希望の方は前日までにご予約をお願いします。

受付時間：9：30～16：30（12：00～13：00 を除く）

相談時間は30分以内とさせていただきます。質問事項をまとめてお越しくください。（別室の空き状況等によってはご希望に添えない場合もあります。）

●令和8年度からいくつかの変更点があります。主な変更点は以下のとおりです。

- 1）代理人として申請できるのは、社労士・弁護士の方のみとなりました。
- 2）普通自動車、貨物自動車、清掃用具等は助成対象外となりました。
- 3）賃金引上げ対象者は雇用保険被保険者であることが必要となりました。
- 4）申請コースが再編されました。（50円コース・70円コース・90円コース）

詳しいことは、厚生労働省 HP をご覧ください。

●基本的なご質問は、コールセンターで承っています。ぜひご利用ください。

電話 0120-366-440（平日9：00～17：00）

●雇用環境・均等室へのご質問は、メールをお願いします。

E-Mail：[29roudou-kg@mhlw.go.jp](mailto:29roudou-kg@mhlw.go.jp)（担当者共有アドレス）